

高等学校競技者の在り方

(公財)全国高等学校体育連盟

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として実施されるものである。

したがって、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。

(公財)全国高等学校体育連盟は、競技者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、高等学校競技者の在り方次のように定める。

1. 高等学校生徒としての本分を守りフェアプレイの精神に徹する。
2. スポーツ活動をとおして自己研鑽に努める。
3. 競技規則はもとより社会生活におけるルールを遵守する。
4. スポーツをとおしてお互いの友情を深めるとともに奉仕活動にも参加する。
5. スポーツを行うことによって物質的利益を受けない。
6. スポーツによって得た名声を利用しない。

特に、上記の第5項、第6項については、次の事項を遵守すること。

1. 大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領することはしない。
2. 企業等から入社契約金若しくはこれに準ずるものの前渡し、その他金品の支給、貸与を受け又はその他の物質的利益を受けることはしない。
3. 各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領することはしない。
4. 自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用することはしない。ただし、(公財)全国高等学校体育連盟が認めた場合を除く。